



て月1回以上行うこととし、その他適時顧客の要望に応じるものとする。

会員区分	料金	内容
都度面談	30分毎に7,000円+消費税	顧客との都度面談で、投資に関する助言を行う。2時間を目途とする。 契約期間は原則1年間とする。
3ヶ月会員	3ヶ月 80,000円+消費税 資産ソフト使用 月5,000円×3ヶ月= 15,000円+消費税	契約期間中は何度でも面談、メール、FAXによる質問等に助言を行う。 資産分析ソフトを使用する場合は別途費用が掛かる。
6ヶ月会員	6ヶ月 150,000円+消費税 資産ソフト使用 月5,000円×6ヶ月= 30,000円+消費税	同上
資産診断 会員	20,000円+消費税	その都度。 顧客のリスク許容度、投資期間、投資金額、目標金額を取得し、資産分析ソフトを使用し顧客に適したアセットアロケーションとリスク・リターンを計り、資産配分について助言を行う。 契約期間は原則1年間とする。
年間顧問 会員	A) 年間定額部分+消費税 ・5,000万円まで 契約金額0.75% ・5,000万円超～1億円までの部分 0.65% ・1億円超の部分 0.45%  (B) 上昇額部分+消費税 上昇額の部分 2.500% 上昇額部分の精算期間は半年毎とし、基準日を月末とする。(契約初期では6ヶ月を超える場合がある。) 上昇額部分は、次の上昇額部分が正の場合のみ発生し、負の場合は以後の基準日において、正になるまで発生しない。  年間顧問料 = (A) + (B) 支払時期 (A) は半年毎に請求に基づき口座振込み (B) は半年ごとに計算書と共に請求に基	契約期間は原則1年間とする。  資産分析ソフトを使用して、顧客に適した資産配分を測定し、それに基づくポートフォリオの構成銘柄まで助言を行う。  1年間に何度でも、顧問会員の希望に基づきポートフォリオの見直し、個別銘柄についての助言を行う。リバランス、リアロケーションについても助言を行う。 随時、面談、メール、電話、Faxによる質問、照会に応じる。

リスク

① 株式

価格変動リスク： 株価の変動により投資元本を割り込むことがあります。

また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変動等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

② 債券

価格変動リスク： 債券の価格は、金利変動等により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。

また、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。一方、債券によっては、期限前に償還されることがあり、これによって投資元本を割り込むことがあります。

債券発行者の信用リスク：市場環境の変化、債券発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③ 外国株式・外国債券

為替変動リスク：外国株式や外国債券等の外貨建て金融商品では、為替の変動により投資元本を割り込むことがあります。

④ 外貨建て証券

為替変動リスク：投資対象が外貨建て証券（例えば海外市場に上場している株式、外国政府・公的機関・企業等が発行する債券）では、前述の株式、債券のリスクに加え、為替の変動により、投資元本を割り込むことがあります。例えば、売却・契約時に投資時期よりも、円安・円高で手元に戻る円貨の額が変わり、円高の場合には投資元本を割り込むことがあります。また発行した国や地域、適用する通貨発行国の経済状況や政治状況の変化等により売買に支障をきたし、換金ができないリスクがあります。（流動性リスク）

⑤ 投資信託（上場投資信託＝ETFを含む）

投資信託は、その投資信託が投資としている資産（例えば株式、債券、商品等）により、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動制リスクを内包しています。

このため、投資元本を割り込んだり、換金ができなかったり、その全額を失う事があります。

⑥ 投資する国や地域について

カントリーリスク：投資した国や地域により、その国や地域の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱などで投資した資金のすべて、又は一部が回収できないことがあります。

戦争や内乱、経済危機がある又は予見される国や地域に投資することは各リスクが極めて高くなります。

## ○ クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な扱いは次の通りです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は次のとおりとなります。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費等）相当額をいただきます。
  - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし社会通念上妥当であると認められる分のみ。）をいただきます。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた1円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。

#### (A) 定額部分

報酬の前払いがある時には、始期から書面による意思表示をした時点までの日割り計算で差し引いた残額をお返し致します。

未払いがある時には、始期から書面による意思表示をした時点までの日割り計算に相当する額をお支払頂きます。

#### (B) 上昇部分（年間顧問会員のみ）

お客様から提供された資料に基づき、すべての個別銘柄の損益を精査し、始期から総額で運用益がある場合には、始期から意思表示をした時点までの日割り計算で請求させて頂きます。算定根拠は運用益×2.500%×日数÷365日とします。

## ○ 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の租税が適用され、たとえば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## ○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があった時（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業したとき

## ○禁止事項

当方は、当方が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次もしくは代理
- ② 当方、及び当方と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当方及び当方と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## 当方の概要

1 分析者・投資判断者 所長 小林 治行

2 助言者 所長 小林 治行

3 当方への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、eメールアドレスにご連絡ください。

電話番号 090-6717-5545

eメールアドレス [hk@kobayashi-am.jp](mailto:hk@kobayashi-am.jp)

4 当方が加入している金融商品取引業協会

当方は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。

また、管轄の財務（支）局で、当方の登録簿を自由にご覧になれます。

5 当方の苦情処理措置について

- (1) 当方は、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯にまた迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当方の苦情等の申出先は、上記3の苦情等の申出先のとおりです。また苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 当方担当者からの事情聴取と解決策の検討
- ③ 解決案のご提示・解決

(2) 当方は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当方が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

住所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13

電話 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(月～金/9:00～17:00 祝日等を除く)

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からの苦情の中立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

## 6 当方の紛争解決措置について

当方は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行う、あっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当事務所が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについて業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続きが行われます。当方との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申し出ください。

同センターが行うあっせん手続きの標準的な流れは次のとおりです。

詳しくは、同センターにご照会ください。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受諾

## 7 当方が行う業務

当方は、投資助言業の他に不動産賃貸業、ファイナンシャル・プランニング業を行っています。

以上